

坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル実施要項

1. 目的

坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、坂出市再編新校（前期）建設基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき坂出市再編新校（前期）整備事業（以下「本事業」という。）を発注するに当たり、本市の状況を十分に理解したうえで、柔軟かつ円滑に本事業を行うことができる高い技術力や豊富な経験を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。事業内容については、坂出市再編新校（前期）整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

なお、この公告に掲げる本プロポーザルは、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、坂出市議会において、本事業に係る関連予算の議決を得られなかった場合、契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、参加者が本プロポーザルのために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切保証しない。

2. 事業概要

（1）事業名

坂出市再編新校（前期）整備事業

（2）所在地

香川県坂出市室町一丁目1番21号（坂出市立東部小学校）

香川県坂出市室町一丁目1番32号（坂出市立坂出中央幼稚園）

（3）事業手法

設計施工一括発注（デザインビルド）方式

（4）事業内容（その他詳細については、要求水準書による。）

- ① 事前調査業務（必要に応じて測量調査、地質調査、電波障害対策調査、アスベスト調査、土壤汚染調査、周辺家屋調査等）
- ② 坂出市再編新校（前期）整備事業に係る基本設計及び実施設計業務
- ③ 工事監理業務（再編新校等建設、既存東部小学校校舎・坂出中央幼稚園解体、外構等）
- ④ 坂出市再編新校等建設工事
- ⑤ 既存小学校校舎の解体・撤去工事 ※設計は②に含むものとする
- ⑥ 外構工事（駐車場整備等） ※設計は②に含むものとする

（5）履行期間

契約締結日から令和12年12月27日まで。

（6）提案上限価格

本事業に係る上限提案価格は8,100,000千円（消費税等を含む）とする。

うち、設計・工事監理業務に係る提案額の上限は520,000千円（消費税等を含む）とする。

（7）計画概要

基本計画及び要求水準書の他、本事業に係る資料を参考にすること。

3. 受注候補者選定方針

本事業の受注候補者を次の審査を経て選定する。

- (1) 1次審査 参加表明書等の提出書類を審査及び評価し、参加資格を満たす者に対して、技術提案書等の提出要請を行う。
- (2) 2次審査 技術提案書等の提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価し、最優秀者1者、優秀者1者を選定する。
- (3) その他 本プロポーザルにおいて、受注候補者の選定は行うが、市の要求水準を満たす提案がなかった場合は、契約しない。また、提案者が1者の場合であっても、市の要求を満たす提案であれば、その事業者を受注候補者として選定する。

4. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ① 施工業務を担当する参加者は、全て香川県内に本社又は本店を有する者であること。また、施工業務を担当する参加者のうち、1者以上が坂出市内に本社又は本店を有する者である場合、2次審査の評価点として扱う。
- ② 参加者は、特定建設工事共同企業体又は設計施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- ③ 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ④ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に業務依頼する場合、協力会社は下記（2）の参加者の資格要件を満たす者とする。
- ⑤ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とし、共同企業体の結成は、自己結成とする。
 - A 施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。構成員は（2）及び（3）～（5）の該当する担当の参加要件を満たすこと。ただし、各業務の主担以外の構成員については、（2）及び（3）～（5）①及び②の該当する担当の参加要件を適用する。
 - B 構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員でない者であること。
 - C 代表者は、共同企業体において出資比率が51%以上であること。
 - D 共同企業体の構成員の数は2者、3者、4者又は5者とする。設計事務所と建設会社の出資比率は、それぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。建設会社の構成員に係る最低出資比率は構成員の数に関わらず2%とする。
 - E 代表者は、統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。
 - F 統括管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・統括管理技術者は現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 共通する参加者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業主であって、同法第 7 条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 10 条第 1 項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者でないこと。
- ⑤ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第 48 条の規定による届出をしていない者又は同法第 155 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑥ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条に規定する適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主であって、同法第 27 条の規定による届出をしていない者又は同法第 81 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑦ 直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 参加表明書の提出時点において、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和 63 年 6 月 1 日要綱）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等において、これに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書の提出から選定結果の通知の日までの間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等において、これに準じる措置を受けた者は失格とする。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団並びにそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ⑪ 役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(3) 設計業務（2. 事業概要（4）①、②）を担当する参加者の資格

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務について、令和 7・8 年度「坂出市測量・建設コン

「サルタント業務等入札参加資格者名簿」に登載されていること。特定建設工事共同企業体（建設会社）の応募の場合は令和7・8年度「坂出市建設工事入札参加資格者名簿」の登録で可とする。

- ③ 代表企業において、過去15年以内（平成22年4月1日以降）に、基本設計を完了し竣工した又は実施設計を完了し竣工した、延べ床面積5,000m²以上の国若しくは地方公共団体の学校又は令和6年国土交通省告示第8号別添2による類型7（教育施設）の第1類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型3（運動施設）の第1類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の新築、改築、増築（増築部分が上記面積、用途要件を満たすこと※以下同じ）の元請（JVの構成員も可※以下同じ）としての設計業務の実績を有すること。

なお、類型8（専門的教育・研究施設）の第1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の新築、改築、増築の元請としての設計実績は類似施設として扱う。

- ④ 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。なお、設計業務管理技術者は各設計主任技術者を兼任してはならないものとし、各設計主任技術者は、他の設計主任技術者を兼任してはならないものとする。建築設計主任技術者を除く各設計主任技術者については、協力会社を加えることができる。

A 設計業務管理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・過去15年以内（平成22年4月1日以降）に基本設計又は実施設計業務が完了した延べ床面積5,000m²以上の同種又は類似施設の設計に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

B 建築設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

C 構造設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

D 電気設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

E 機械設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

F コスト管理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

- ⑤ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑥ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野、コスト管理分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(4) 工事監理業務（2. 事業概要（4）③）を担当する参加者の資格

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務について、令和 7・8 年度「坂出市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」に登載されていること。特定建設工事共同企業体（建設会社）の応募の場合は令和 7・8 年度「坂出市建設工事入札参加資格者名簿」の登録で可とする。
- ③ 過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日以降）に、完成及び引渡しが完了した延べ床面積 5,000 m² 以上の国若しくは地方公共団体の学校又は令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添 2 による類型 7（教育施設）の第 1 類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型 3（運動施設）の第 1 類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の新築、改築、増築の元請としての工事監理業務の実績を有すること。

なお、類型 8（専門的教育・研究施設）の第 1 類（大学、専門学校）又は第 2 類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の新築、改築、増築の元請としての工事監理業務の実績は類似施設として扱う。

- ④ 工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。なお、工事監理業務管理技術者は各工事監理主任技術者を兼任してはならないものとし、各工事監理主任技術者は、他の工事監理主任技術者を兼任してはならないものとする。建築工事監理主任技術者を除く各工事監理主任技術者については、協力会社を加えることができる。

A 工事監理業務管理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・設計業務管理技術者と兼務できるものとする。

B 建築工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

- ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

- ・建設設計主任技術者と兼務できるものとする。

C 構造工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

- ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ・構造設計主任技術者と兼務できるものとする。

D 電気設備工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。

- ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

E 機械設備工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。

- ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。

⑤ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

⑥ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(5) 施工業務（2. 事業概要（4）④、⑤、⑥）を担当する参加者の資格

① 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

② 建築一式工事について、令和 7・8 年度「坂出市建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている者であり、登録時の経営事項審査による建築一式工事の総合評定値が 代表企業は 1,000 点以上であること。

③ 代表企業において、過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日以降）に、完成及び引き渡しを完了した延べ床面積 5,000 m²以上の国若しくは地方公共団体の学校又は令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添 2 による類型 7（教育施設）の第 1 類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型 3（運動施設）の第 1 類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の新築、改築、増築の元請としての施工実績を有すること。

なお、類型 8（専門的教育・研究施設）の第 1 類（大学、専門学校）又は第 2 類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の新築、改築、増築の元請としての施工実績は類似施設として扱う。

④ 施工业務に関して次の技術者を配置できること。

A 現場代理人

- ・建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 の規定による一級建築

施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又は一級建築士の資格を有するものであること。

- ・過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日以降）に完成及び引渡しが完了した延べ面積 5,000 m²以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績がある場合、1 次審査の評価点として扱う。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。

B 監理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- ・過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日以降）に完成及び引渡しが完了した延べ床面積 5,000 m²以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績がある場合、1 次審査の評価点として扱う。
- ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・監理技術者は現場代理人を兼務することができる。ただし、監理技術者の実績評価については、0.6 の係数を乗じたものとする。（小数点第二位以下切捨て）
- ・参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。

C 施工担当者

- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、担当毎に下記表のとおり資格を有すること。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・施工担当者は、建築、電気設備、機械設備の担当は以下の資格を有すること。なお、一級電気施工管理技士、一級管工事施工管理技士の両方の資格を有するものは、電気設備担当と機械設備担当を兼務することができるものとする。

| 担当 | 資格名称 |
|------|-------------------|
| 建築 | 一級建築施工管理技士又は一級建築士 |
| 電気設備 | 一級電気施工管理技士 |
| 機械設備 | 一級管工事施工管理技士 |

⑤ 配置を予定している施工技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ① 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括方式事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ③ 実施要項の規定に違反すると認められた場合

- ④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
- A 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - B 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - C 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 参加表明書提出から契約締結の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合

5. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとするが、状況により変更する場合がある。

| | 項目 | 期日等 |
|---|--------------------------------|-----------------------------|
| ① | 公告（公募開始） | 令和7年11月25日（火） |
| ② | 参加表明書等に係る質問書受付開始 | 令和7年11月25日（火） |
| ③ | 参加表明書等の受付開始 | 令和7年11月25日（火） |
| ④ | 参加表明書等に係る質問書受付終了 | 令和7年12月10日（水） |
| ⑤ | 参加表明書等に係る質問に対する回答の公表 | 令和7年12月15日（月） |
| ⑥ | 参加表明書等の受付終了 | 令和7年12月19日（金） |
| ⑦ | 1次審査（客観評価） 参加表明書等審査 | 令和7年12月19日（金） ～12月26日（金） |
| ⑧ | 1次審査結果通知（技術提案書等提出要請） | 令和7年12月26日（金） |
| ⑨ | 技術提案書等に係る質問受付開始 | 令和8年1月5日（月） |
| ⑩ | 現地説明会 | 令和8年1月13日（火）～15日（木） |
| ⑪ | 技術提案書等に係る質問受付終了 | 令和8年1月20日（火） |
| ⑫ | 技術提案書等に係る質問書回答（最終更新） | 令和8年1月30日（金） |
| ⑬ | 技術提案書等の受付開始 | 令和8年2月2日（月） |
| ⑭ | 技術提案書等の提出期限 | 令和8年3月13日（金） |
| ⑮ | プレゼンテーション参加要請 | 令和8年3月16日（月） |
| ⑯ | 2次審査（提案評価） プレゼンテーション及びヒアリング | 令和8年3月23日（月） |
| ⑰ | 2次審査結果通知 | 令和8年3月27日（金） |
| ⑱ | 契約締結 | 令和8年6月下旬 |

6. 手続等

（1）問い合わせ先・提出先（事務局）

窓口受付可能時間：平日8時30分から17時15分まで。

- ① 住 所 〒762-0003 香川県坂出市久米町一丁目18番20号
- ② 担当者 坂出市教育委員会 教育総務課 学校再編担当
- ③ 電 話 0877-44-5026
- ④ F A X 0877-44-4566【要着信確認】
- ⑤ メール kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp【要着信確認】

(2) 配布書類

配布書類は、坂出市ホームページから入手すること。なお、⑦については容量が大きいため、メディア媒体で貸与する。事前に事務局へメールにて連絡の上受領すること。また、貸与されたメディア媒体は令和7年12月19日（金）までに事務局へ返却すること。

- ① 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル実施要項
 - ② 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル様式集
 - ③ 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル1次審査評価要領
 - ④ 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル2次審査評価要領
 - ⑤ 坂出市再編新校（前期）建設基本計画
 - ⑥ 坂出市再編新校（前期）整備事業要求水準書
 - ⑦ 坂出市再編新校（前期）整備事業要求水準書別紙資料集
- ※配布書類⑦坂出市再編新校（前期）整備事業要求水準書別紙資料集「別紙資料 13 既設施設（東部小学校・坂出中央幼稚園）図面」については、希望者には CAD データ（CD-R 等）を配布するので、受領希望の場合は、事前に事務局へメールにて受領希望の旨と受領希望日を連絡の上、受領すること。
- ※配布書類以外の既存図面関係は保管場所でのみ閲覧可能とするため、閲覧希望の場合は、事前に事務局へメールにて閲覧希望の旨と閲覧希望日を連絡の上、閲覧すること。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書及び添付書類等
 - A （様式 1-1）参加表明書
 - B （様式 1-2）秘密保持に関する誓約書
 - C （様式 1-3）会社概要（代表者・構成員）
 - D （様式 1-4）委任状（共同企業体）
 - ・共同企業体協定書（任意様式）の写し
 - E （添付書類）建築士事務所登録の写し及び建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
 - ・設計業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
 - ・工事監理業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
 - ・施工業務を担当する参加者の建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
 - F （添付書類）令和7・8年度坂出市建設工事入札参加資格者を証明する書類の写し
 - ・設計業務を担当する参加者
 - ・工事監理業務を担当する参加者
 - ・施工業務を担当する参加者
 - G （添付書類）代表者の直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し

※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。

② 参加者の実績

- A （様式 2-1）設計業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績

B (様式 2-2) 工事監理業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績

C (様式 2-3) 施工业務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績

※各参加者の実績は、それぞれ 3 件までの記載とする。

(3) 配置予定技術者の実績

A (様式 3-1) 配置予定設計技術者の資格及び実績

設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、コスト管理主任技術者

B (様式 3-2) 配置予定工事監理技術者の資格

工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者

C (様式 3-3) 配置予定施工技術者の資格及び実績

現場代理人、監理技術者、施工担当者（建築、電気設備、機械設備）、統括管理技術者

※実績を記載する技術者は、設計業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者とし、各技術者の実績は、それぞれ 3 件までの記載とする。

(2) 提出部数

正本 1 部（写し 2 部）

(3) 提出期間

令和 7 年 11 月 25 日（火）9 時から 令和 7 年 12 月 19 日（金）17 時まで。窓口受付可能時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

(4) 提出先

本要項 6（1）とする。

(5) 提出方法

持参のみとする。

(6) 参加表明書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

① 参加表明書等に関する質問は、（様式 5-1）参加表明書等に関する質問書に記入の上、提出すること。

② 参加表明書等に関する質問書の提出方法は、本要項 6（1）⑤へ電子メールで送付すること。

③ 参加表明書等に関する質問書の受付期間は、令和 7 年 11 月 25 日（火）9 時から 令和 7 年 12 月 10 日（水）17 時までとする。

④ 参加表明書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和 7 年 12 月 15 日（月）17 時を最終更新日時として「坂出市ホームページ」で公表する。

(7) 提出書類の作成要領

① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。

③ 重複して参加表明書等を提出しないこと。

④ 提出書類については、提出期限が過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. 技術提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① (様式4-1) 業務提案書 (業務実施方針)
- ② (様式4-2) 技術提案書 テーマI : 外観デザインへの配慮
- ③ (様式4-3) 技術提案書 テーマII : 開放的で広々としたロビー
- ④ (様式4-4) 技術提案書 テーマIII : 「楽しさ・豊かさ・美しさ」を具現化する学校づくり
- ⑤ (様式4-5) 技術提案書 テーマIV : 建設工事費上昇への対策・
安全面を担保した上で実現可能な工程管理
- ⑥ (様式4-6) 価格提案書 (設計・工事監理費、工事費)
- ⑦ (様式4-7) 価格提案内訳書 (設計・工事監理費)

(2) 提出部数

①～⑤は正本1部(写し10部)、⑥～⑦は正本1部(写し2部)
及び同内容の電子ファイル1部(CD-R等の記録用メディア媒体)

(3) 提出期間

令和8年2月2日(月)9時から令和8年3月13日(金)17時まで。窓口受付可能時間は、平日8時30分から17時15分まで。

(4) 提出先

本要項6(1)とする。

(5) 提出方法

持参のみとする。

(6) 技術提案書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ① 技術提案書等に関する質問は、(様式5-2)技術提案書等に関する質問書に記入の上、提出すること。
- ② 技術提案書等に関する質問書の提出方法は、本要項6(1)⑤へ電子メールで送付すること。
- ③ 技術提案書等に関する質問書の受付期間は、令和8年1月5日(月)9時から令和8年1月20日(火)17時までとする。
- ④ 技術提案書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和8年1月30日(金)17時を最終更新日時として「坂出市ホームページ」で公表する。

(7) 提出書類の作成要領

① (様式4-1) 業務提案書 (業務実施方針) (A3片面・横1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。なお、該当箇所が明確になるように記載すること。

A 本業務の実施方針

B 基本設計から施工までを含めた業務の実施体制

C 要求水準を確保するための取り組み方

② (様式4-2) 技術提案書 テーマI : 外観デザインへの配慮 (A3片面・横1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。なお、該当箇所が明確になるように記載すること。

・駅前拠点施設(坂出市中心市街地活性化公民連携事業)、坂出市役所等が近傍である建

- 設地（中心市街地）における景観に調和した外観デザイン。
- ・電車や地表からの眺望を考慮しつつ街のシンボルとして人々に印象付けられる特徴的で美しい外観デザイン。
- ③ （様式4-3）技術提案書 テーマⅡ：開放的で広々としたロビー（A3片面・横1枚以内）
- 以下の項目について提案を行うこと。なお、該当箇所が明確になるように記載すること。
- ・駅前拠点施設（坂出市中心市街地活性化公民連携事業）の図書館等も含めて児童、生徒に一体的な利用を促す様な、街に開かれたロビー空間。
 - ・利用者、来訪者の印象に残る再編新校として特徴的なロビー空間の創出。
- ④ （様式4-4）技術提案書 テーマⅢ：「楽しさ・豊かさ・美しさ」を具現化する学校づくり（A3片面・横1枚以内）
- 以下の項目について提案を行うこと。なお、該当箇所が明確になるように記載すること。
- ・子どもたちが来て楽しい学校となる様な、好奇心、遊び心を創出する空間構成。従来の学校のイメージにとらわれず、今後の多様な学習スタイルに対応でき、可変性のある学校。
 - ・内装木質化により子どもたちがリラックスして学習に集中できる落ち着いた環境、自然のぬくもりを感じられる学校となる様な内部空間。
 - ・アクティブ・ラーニング及びインクルーシブ教育が実現可能な学校環境。
- ⑤ （様式4-5）技術提案書 テーマⅣ：建設工事費上昇への対策・安全面を担保した上での実現可能な工程管理（A3片面・横1枚以内）
- 以下の項目について提案を行うこと。なお、該当箇所が明確になるように記載すること。
- ・全体事業費のコントロール方策について、昨今の資材や労務費の上昇に伴う建設物価高騰が続く状況下において、数年に渡る本事業を遂行するにあたり全体事業費の増大が重点課題となる。これに対する事業者の対策提案。
 - ・本事業は、校舎棟、屋内運動場、仲よし教室（放課後児童クラブ）など様々な新築施設要素があり、既存施設を利用しながらでの解体工事、新築工事が行われる複雑なプロジェクトである。設計段階、新築工事段階、解体工事段階において予見される様々なリスクを考慮して、実現可能な範囲で工程短縮を図り、令和12年4月再編新校開校を必ず実現可能な工夫・工程設定などの提案。また、令和12年4月開校後の工事（既存校舎等解体工事、外構整備工事など）についても、安全面・騒音に配慮した工程管理の提案。
- ⑥ （様式4-6）価格提案書（設計・工事監理費、工事費）（A4片面・縦1枚以内）
- A 消費税（地方消費税を含む）は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き（出精値引き）はしないこと。
 - C 要求水準書の内容を承知した上で、本事業を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、見積もりに反映すること。
 - D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
- ⑦ （様式4-7）価格提案内訳書（設計・工事監理費）（A4片面・縦1枚以内）
- A 消費税（地方消費税を含む）は、10%で計算すること。
 - B 価格調整などの一括値引き（出精値引き）はしないこと。

C 要求水準書の内容を承知した上で、本事業を完成するのに必要な全ての内容を想定し、見積もりに反映すること。

D 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。

(8) 提出書類の記入上の留意事項

① 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。

② 様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。

③ 技術提案については、審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けすること。

9. 現地説明会の開催

(1) 現地説明会の案内は、(通知1)技術提案書等提出要請書で通知する。なお、現地説明会の対象施設は、東部小学校及び坂出中央幼稚園とする。

(2) 現地説明会は、令和8年1月13日（火）～15日（木）の期間とし、1次審査通過者ごとに日時を割り振るものとする。なお、出席は自由とする。

(3) 現地説明の際は、学校関係者及び通行人等に迷惑が掛らないように十分注意すること。なお、現地説明会以外の日における東部小学校及び坂出中央幼稚園の敷地内への入場は認めない。

10. 参加辞退届の提出

参加表明書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり書類を提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

(1) 提出書類

（様式6）参加辞退届に辞退理由を記入し、押印のうえ提出すること。

(2) 提出先

本要項6（1）とする。

(3) 提出方法

持参のみとする。

11. 受注候補者の選定

(1) 選定委員会

受注候補者の選定に係る審査については、1次審査（客観評価）は事務局で行い、2次審査（提案評価）は選定委員会で行う。

(2) 評価基準

① 1次審査（客観評価）の評価項目は以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の着眼点 | 配点 |
|-----------------------|--------|-----|
| 参加者の実績 | 設計業務 | 15点 |
| | 工事監理業務 | 15点 |
| | 施工業務 | 15点 |
| 配置予定技術者の 設計業務管理技術者 | | 15点 |

| | | |
|-----|-------|-----|
| 実績 | 現場代理人 | 15点 |
| | 監理技術者 | 15点 |
| 合計点 | | 90点 |

② 2次審査（提案評価）の評価項目は以下のとおりとする。

| 評価項目 | 配点 |
|------------------------------------------------|------|
| 業務の実施方針 | 160点 |
| テーマI | 160点 |
| テーマII | 80点 |
| テーマIII | 240点 |
| テーマIV | 160点 |
| 施工業務を担当する参加者のうち、1者以上が坂出市内に本社 又は本店を有する者である場合 | 20点 |
| 合計点 | 820点 |

(3) 評価要領

- ① 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル1次審査評価要領
- ② 坂出市再編新校（前期）整備事業設計施工一括発注プロポーザル2次審査評価要領

(4) 1次審査の実施及び技術提案書提出要請の通知

1次審査は本要項11(3)①に基づき審査及び評価し、令和7年12月26日（金）17時までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。

その際、一次審査通過者には、技術提案書提出要請を通知する。

(5) プレゼンテーション参加要請の通知

提出された技術提案書等資料を確認の後、令和8年3月16日（月）を目途に、提案者に対してプレゼンテーション参加要請を電子メールにて通知する。

(6) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、本要項11(3)②に基づき総合的に審査及び評価したうえで、最優秀者1者と優秀者1者を選定する。

なお、選定委員会の会議は非公開とし、選定結果についての異議申立ては認めない。

① プrezentation等の日時

令和8年3月23日（月）を予定する。

② プrezentation等の出席者

当該業務に予定する統括管理技術者を含む5名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。

③ プrezentation等の実施時間

プレゼンテーション30分以内、ヒアリング30分程度とする。

④ プrezentation

A プrezentationは、提出した技術提案書の拡大パネル（A1判）やパワーポイント等によるスライドを使用すること。

B プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

C 説明に際してはPCを持越し、使用することができる。プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブル、電源は発注者が用意する。

D 模型及び動画を利用したプレゼンテーションは不可とする。

E 審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。

⑤ ヒアリング

ヒアリングは、プレゼンテーション内容、技術提案書等に関するものその他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。

⑥ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年3月27日（金）17時までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。

また、審査結果は坂出市ホームページで公表する。

12. 契約方法等

(1) 契約の締結

発注者は、最優秀者へ第一位優先交渉権を与え、契約の交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり契約が不調となった場合には、優秀者を契約交渉の相手方とする。

本事業の契約とは、「要求水準書 4. 業務の概要」記載業務の契約であり、仲よし教室の施工業務については、交付金事務の関係上、交付金の内示後に別途契約する。ただし、仲よし教室の施工業務は、本事業に係る提案価格に見込むこと。

なお、本事業の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂出市条例第27号）第2条の規定に基づき、仮契約後に令和8年6月（予定）坂出市議会に請負契約締結の議案を提出（予定）し、議決により本契約として成立するものとする。

(2) 支払条件

本業務は、令和8年度から令和12年度までの継続業務であり、契約に係る費用の支払い条件は、発注者と受注候補者とで受注候補者から提出された業務工程計画をもとに確認・協議のうえで決定する。

13. その他

(1) 本業務において使用する言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

(2) 参加表明書等の提案は1提案者につき1案とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 本要項で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合

⑥ 虚偽の内容が記載されている場合

- ⑦ (様式4-1) 業務提案書(業務実施方針)から(様式4-5)技術提案書 テーマIVまでの記述で、社名や商標等の提案者を認識できるものが表示されている場合
 - ⑧ 本プロポーザルに関して、本要項に定める以外の方法により、選定委員会の委員、発注者に所属する職員に接触し、公正な審査を妨げる行為をした場合
 - ⑨ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた場合
 - ⑩ 別途通知するプレゼンテーション及びヒアリングの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合
 - ⑪ 複数の参加表明書等及び技術提案書等を提出した場合
 - ⑫ その他、選定委員会が不適格と認める場合
- (4) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者は、技術提案書等を提出することはできない。また、提出期限までに技術提案書等を提出しなかった者は、その後の提出を受け付けない。
- (5) 提出された技術提案書等の知的所有権は提案者に帰属するものとする。
- (6) 提出された書類及び電子データ(以下「提出された書類等」という。)は返却しない。
- (7) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議での報告で必要な範囲において複製できるものとし、返却しない。
- (8) 提出された書類等は、公正性、透明性、客觀性を期するため公表することがある。
- (9) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議等での報告以外の目的で無断使用しない。
- (10) 参加者は、本要項に定める諸条件に同意したうえで提案すること。
- (11) 提案に当たり、他の文献を引用した際は、出典を明示すること。

以上